

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲)</p> <p>3の3－1 法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が20万円以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が20万円以下のもの</p> <p>ただし、<u>郵送の際の重量制限等の理由により</u>、同一差出人から同一名宛人に対し、<u>分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については</u>、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲)</p> <p>3の3－1 法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が20万円以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が20万円以下のもの</p> <p>ただし、同一差出人から同一名宛人に、<u>同一時期に分割して郵送されたもの等</u>（<u>例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの</u>）は、当該分割されたすべての<u>輸入</u>郵便物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第5節 関税割当制度</p> <p>(関税割当証明書の提出の猶予)</p> <p>9の2－3 割当政令第3条第1項ただし書の規定に関する用語の意義及</p>	<p>第5節 関税割当制度</p> <p>(関税割当証明書の提出の猶予)</p> <p>9の2－3 割当政令第3条第1項ただし書の規定に関する用語の意義及</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「相当の期間」とは、原則として、2月の範囲内で適當と認める期間をいい、その期間内で猶予期間を指定する。</p> <p>なお、2月以内に証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、<u>申出</u>により、適當と認める期間の延長を認めて差し支えない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)</p> <p>9の2－4 割当政令第3条第1項ただし書の規定に基づき証明書の提出が猶予された貨物の輸入手続については、次による。</p> <p>(1) 当該貨物について関税法第73条の規定による輸入許可前引取の承認申請を行わせる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)により輸入許可前引取がなされた関税割当貨物について、証明書の提出が<u>あった</u>ときは、速やかに低税率による関税額を納付（又は担保の充当）させ、輸入を許可する。</p> <p>なお、提出猶予期間内に証明書の提出がない場合は、申請者から証明書の取得見込みについて聴取し、取得の見込みがないと認められるときは、関税法第7条の16第1項の規定により税額等の更正を行う（関税</p>	<p>びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「相当の期間」とは、原則として、2月の範囲内で適當と認める期間をいい、その期間内で猶予期間を指定する。</p> <p>なお、2月以内に証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、<u>願出</u>により、適當と認める期間の延長を認めて差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)</p> <p>9の2－4 割当政令第3条第1項ただし書の規定に基づき証明書の提出が猶予された貨物の輸入手続については、次による。</p> <p>(1) 当該貨物について関税法第73条《<u>輸入の許可前における貨物の引取</u>》の規定による輸入許可前引取の承認申請を行わせる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(1)により輸入許可前引取がなされた関税割当貨物について、証明書の提出が<u>あった</u>ときは、速やかに低税率による関税額を納付（又は担保の充当）させ、輸入を許可する。</p> <p>なお、提出猶予期間内に証明書の提出がない場合は、申請者から証明書の取得見込みについて聴取し、取得の見込みがないと認められるときは、関税法第7条の16第1項《<u>更正</u>》の規定により税額等の更正を行</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法基本通達7の17-1の(4)を参照)。 取得の見込みがあるときは、前記9の2-3の(2)なお書により提出猶予期間の延長の<u>申出</u>をさせる。</p>	<p>う（関税法基本通達7の17-1 <u>（許可前引取貨物に係る税額等の通知）</u>の(4)を参照)。 取得の見込みがあるときは、前記9の2-3の(2)なお書により提出猶予期間の延長の<u>願出</u>をさせる。</p>
<p>第8節 製造用原料品の減税又は免税 (同種製造用原料品との混用使用)</p> <p>13-12 法第13条第4項の規定による同種製造用原料品の混用使用的承認は、次による。</p> <p>(1) (省略) (削除)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第8節 製造用原料品の減税又は免税 (同種製造用原料品との混用使用)</p> <p>13-12 法第13条第4項 <u>《同種製造用原料品との混用使用》</u> の規定による同種製造用原料品の混用使用的承認は、次による。</p> <p>(1) (同左) <u>(2) 輸入（減免税）製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用は、特にやむを得ない理由がある場合のほか、原則として承認しないものとする。</u> (3) (同左)</p>
<p>(製造工場における貨物の同時蔵置)</p> <p>13-13 飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）<u>製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3の例に準じて取り扱う。</u> なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点にお</p>	<p>(製造工場における貨物の同時蔵置)</p> <p>13-13 飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）<u>された糖みつと国内産糖みつ</u>について同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3 <u>（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）</u>の例に準じて取り扱う。</p> <p>なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点にお</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>いて検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。</p>	<p>いて検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条<u>《製造用原料品に関する記帳義務》</u>の規定により記帳を適正に行わせる。</p>
<p>第9節 無条件免税</p>	<p>第9節 無条件免税</p>
<p>(少額貨物の無条件免税)</p>	<p>(少額貨物の無条件免税)</p>
<p>14—21 法第14条第18号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>	<p>14—21 法第14条第18号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>
<p>(1) 「課税価格の合計額が1万円以下の物品」とは、次の場合をいう。 イ (省略) ロ 郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの</p>	<p>(1) 「課税価格の合計額が1万円以下の物品」とは、次の場合をいう。 イ (同左) ロ 郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの</p>
<p>ただし、<u>郵送の際の重量制限等の理由により</u>、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものを当該郵便物の課税価格とする。</p>	<p>ただし、同一差出人から同一名宛人に、<u>同一時期に分割して郵送されたもの等</u>（例えば、<u>郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの</u>）は、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものを当該郵便物の課税価格とする。</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>第10節 再輸入減税</p>	<p>第10節 再輸入減税</p>
<p>(再輸入減税)</p>	<p>(再輸入減税)</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>14の2－1 法第14条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 第1号に規定する「保税作業によつたため課されなかつた額」とは、再輸入された貨物の原料として使用された外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時の性質及び数量により算出した関税の額をいうものとする。</p> <p>(2) 再輸入される容器について本条を適用する場合には、前記14－16の(3)イの規定を準用する。</p> <p>(3) 再輸入される貨物が、保税作業による貨物又は減税、免税、戻し税（減額を含む。）若しくは控除を受けた貨物の一部又はこれらの貨物を構成する部品等の一部である場合においても本条を適用する。</p> <p>なお、この場合において、その再輸入された貨物に係る減税額の計算は、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 当該再輸入貨物が法第17条第1項第1号、第19条第1項若しくは第6項又は第19条の2第1項、第2項若しくは第4項の規定により、減税、免税又は戻し税（減額を含む。）又は控除を受けたものである場合にも、上記イに準じて行う。</p> <p>(4) （省略）</p>	<p>14の2－1 法第14条の2 <u>《再輸入減税》</u> の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 第1号 <u>《保税作業による製品》</u> に規定する「保税作業によつたため課されなかつた額」とは、再輸入された貨物の原料として使用された外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時の性質及び数量により算出した関税の額をいうものとする。</p> <p>(2) 再輸入される容器について本条を適用する場合には、前記14－16 <u>（再輸入する容器の無条件免税）</u> の(3)イの規定を準用する。</p> <p>(3) 再輸入される貨物が、保税作業による貨物又は減税、免税、戻し税（減額を含む。）若しくは控除を受けた貨物の一部又はこれらの貨物を構成する部品等の一部である場合においても本条を適用する。</p> <p>なお、この場合において、その再輸入された貨物に係る減税額の計算は、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 当該再輸入貨物が法第17条第1項第1号 <u>《加工用貨物の再輸出免税》</u>、第19条第1項若しくは第6項 <u>《輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等》</u> 又は第19条の2第1項、第2項若しくは第4項 <u>《課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等》</u> の規定により、減税、免税又は戻し税（減額を含む。）又は控除を受けたものである場合にも、上記イに準じて行う。</p> <p>(4) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(5) 令第16条の5に規定する「当該貨物に係る同条各号に掲げる<u>関税の額</u>についての税關の證明書」は、「<u>輸入原價品等の関税の額の證明申出書</u>」(T-1180)とし、2通（原本、証明書用）を提出させ、うち1通（証明書用）に證明する旨記載して交付する。 なお、この場合の證明は、次の税關において行う。 イ及びロ (省略)</p>	<p>(5) 令第16条の5 <u>《再輸入減税貨物の輸入の手続》</u>に規定する「当該貨物に係る同条各号に掲げる<u>関税</u>についての税關の證明書」は、「<u>輸入原價品等の関税の額の證明願</u>」(T-1180)とし、2通（原本、証明書用）を提出させ、うち1通（証明書用）に證明する旨記載して交付する。 なお、この場合の證明は、次の税關において行う。 イ及びロ (同左)</p>
<p>第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 (軽減税率適用貨物の手続) 20の2-1 令第58条第1項に規定する書面は、「軽減税率適用明細書」(T-1670)とし、2通（原本、事後確認用）(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において事後確認用の処理については、前記 <u>15-1の14</u>の規定に準ずる。</p>	<p>第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 (軽減税率適用貨物の手続) 20の2-1 令第58条第1項 <u>《軽減税率の適用についての手続》</u>に規定する書面は、「軽減税率適用明細書」(T-1670)とし、2通（原本、事後確認用）(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において事後確認用の処理については、前記 <u>15-1 (標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税) の13</u>の規定に準ずる。</p>
<p><u>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</u> <u>20の2-2 令第57条第9号に掲げる重油及び粗油(以下本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、</u></p>	

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>次による。</u></p> <p>(1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義  <u>法別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</u></p> <p>イ 農業用のものについては、次に掲げる業種（これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び營利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。）において使用される機械及び器具（運搬専用具を除く。）の動力燃料並びに乾燥機（米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。）、ボイラー（温室用、畜舎用、家畜洗浄用、農産物の処理用、土壤消毒用、飼料調製用及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）及び重油燃焼器（霜害及び冷害防止用のものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの  <u>耕種農業（きのこ類の栽培を含む。）、畜産農業</u></p> <p>ロ 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具（集材機（索道積込機を含む。）及び公有の森林鉄道の機動車を含み、他の運搬専用具を除く。）並びにボイラー（樹苗育成用に限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの  <u>育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く。）</u></p> <p>ハ 漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）</p>	

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>において使用される動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号までに該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上・上機（漁船・上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機（ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用（煮熟用を含む。）のものに限る。）及びボイラー（水産動植物の飼育における水温調節、煮干の煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの</p> <p>海面漁業（釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。）、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第71条の2に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關税納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C-3260）を提示させること等により、法別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。</p> <p>(3) 同時蔵置の取扱いの特例 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等とその他の重油</p>	

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後									改 正 前																										
<u>又は粗油との同時蔵置については、関税法基本通達 42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の(4)の規定によるほか、タンク事情から単独の保税タンクに蔵置することができないと認められる場合においては、内国貨物である JIS 規格 1種2号の重油との同時蔵置を認めて差し支えない。</u>																																			
<p>(参考) JIS 規格 (K2205)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>反応</th><th>引火点 ℃</th><th>動粘度 (50°C) cSt</th><th>流動点 ℃</th><th>残留 炭素分 質量%</th><th>水分 容量%</th><th>灰分 質量%</th><th>硫黄分 質量%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種 2号</td><td>中性</td><td>60 以上</td><td>20 以下</td><td>5 以下<sup>(※)</sup></td><td>4 以下</td><td>0.3 以下</td><td>0.05 以下</td><td>2.0 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 寒候用のものの流動点は、0 ℃以下とし、暖候用の流動点は 10℃以下とする。</p> <p>(4) 混合の取扱い</p> <p>軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税重油等」という。）に係る混合の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</p> <p>ロ 無税重油等と他の石油との混合は、混合後の石油が JIS 規格 1種2号の重油の規格の範囲内である場合に限り認めて差し支えないもの</p>									種類	反応	引火点 ℃	動粘度 (50°C) cSt	流動点 ℃	残留 炭素分 質量%	水分 容量%	灰分 質量%	硫黄分 質量%	1種 2号	中性	60 以上	20 以下	5 以下 <sup>(※)</sup>	4 以下	0.3 以下	0.05 以下	2.0 以下									
種類	反応	引火点 ℃	動粘度 (50°C) cSt	流動点 ℃	残留 炭素分 質量%	水分 容量%	灰分 質量%	硫黄分 質量%																											
1種 2号	中性	60 以上	20 以下	5 以下 <sup>(※)</sup>	4 以下	0.3 以下	0.05 以下	2.0 以下																											

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
<p><u>とし、混合された後の石油の取扱いは、次による。</u></p> <p>(イ) <u>無税重油等と無税重油等以外の重油又は粗油で無税重油等と同じ規格を有するもの（JIS 規格 1種2号の重油を含む。以下本項において「他の重油等」という。）とを混合した場合は、当該混合前の無税重油等と他の重油等とが搬入の順序に従って同一のタンク等に貯蔵されているものとして取り扱う。</u></p> <p>(ロ) <u>無税重油等と他の重油等以外の石油（JIS 規格の軽油、灯油等）とを混合した場合には、混合後の石油は、どの部分においても、混合前の無税重油等の数量の混合後の石油の全量に対する割合による数量の無税重油等を含むものとして取り扱う。従って、当該混合後の石油の全部又は一部が用途外使用に供されたときは、当該用途外使用に供された石油の数量に上記の割合を乗じて得た数量の無税重油等が用途外使用に供されたものとし、軽減を受けた関税の額を徴収する。</u></p> <p><u>(参考) 1. JIS 規格 (K2204) の軽油</u></p>			

試験項目	単位	種類				
		特1号	1号	2号	3号	特3号
引火点	℃	50以上	50以上	50以上	45以上	45以上
蒸留性状 90%留出温度	℃	360以下	360以下	350以下	330以下 <small>(※1)</small>	330以下

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後							改 正 前																	
流動点	℃	<u>+5</u> 以下	<u>-2.5</u> 以下	<u>-7.5</u> 以下	<u>-20</u> 以下	<u>-30</u> 以下																		
目詰まり点	℃	二	<u>-1</u> 以下	<u>-5</u> 以下	<u>-12</u> 以下	<u>-19</u> 以下																		
10%残油の 残留炭素分	質量%	<u>0.1</u> 以下																						
セタン指数 <sup>(※2)</sup>	二	<u>50</u> 以上	<u>50</u> 以上	<u>45</u> 以上	<u>45</u> 以上	<u>45</u> 以上																		
動粘度 (30°C)	cSt	<u>2.7</u> 以上	<u>2.7</u> 以上	<u>2.5</u> 以上	<u>2.0</u> 以上	<u>1.7</u> 以上																		
硫黄分	質量%	<u>0.001.0</u> 以下	<u>0.001.0</u> 以下	<u>0.001.0</u> 以下	<u>0.001.0</u> 以下	<u>0.001.0</u> 以下																		
密度 (15°C)	g/cm <sup>3</sup>	<u>0.86</u> 以下																						
<p>(※) 1 動粘度 (30°C) が 4.7cSt 以下の場合には、350°C以下とする。</p> <p>2 セタン指数は、セタン価を用いることもできる。</p>																								
<p>(参考) 2. JIS 規格 (K2203) の灯油</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">種類</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸留性状 95%留出温度 ℃</td> <td><u>270</u> 以下</td> <td><u>300</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td><u>40</u> 以上</td> <td><u>40</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>銅板腐食 (50°C, 3 h)</td> <td><u>1</u> 以下</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>煙点 mm</td> <td><u>23</u> 以上<sup>(※1)</sup></td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>								試験項目	種類		1号	2号	蒸留性状 95%留出温度 ℃	<u>270</u> 以下	<u>300</u> 以下	引火点 ℃	<u>40</u> 以上	<u>40</u> 以上	銅板腐食 (50°C, 3 h)	<u>1</u> 以下	二	煙点 mm	<u>23</u> 以上 <sup>(※1)</sup>	二
試験項目	種類																							
	1号	2号																						
蒸留性状 95%留出温度 ℃	<u>270</u> 以下	<u>300</u> 以下																						
引火点 ℃	<u>40</u> 以上	<u>40</u> 以上																						
銅板腐食 (50°C, 3 h)	<u>1</u> 以下	二																						
煙点 mm	<u>23</u> 以上 <sup>(※1)</sup>	二																						

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前
<u>硫黄分 質量分率%</u>	<u>0.0080 以下<sup>(※2)</sup></u>	<u>二</u>	
	<u>二</u>	<u>0.50 以下</u>	
<u>色(セーボルト色)</u>	<u>+25 以上</u>	<u>二</u>	

(※) 1 寒候用の煙点は、21mm以上とする。  
 2 燃料電池用の硫黄分は、0.0010 質量分率%以下とする。

(5) 振替使用的取扱い

無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認め差し支えない。

イ 上記の振替をしようとするときは、当該地域において無税重油等を供給しようとする者から振替の依頼を受けた無税重油等の所持者の名をもって、「農林漁業用無税重油等振替申請書」(T-1690) 2通(原本、承認書用)(無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署と他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署への送付用として1通を加える。)を、あらかじめ無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署に提出することにより申請を行わせるものとする。

ロ 上記イの申請書が提出された場合には、当該申請書の記載事項につ

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>いて審査し、更に必要に応じて調査を行い、その結果、振替を必要とする理由についてやむを得ない事情があること、振り替えようとする無税重油等と他の重油等がいずれも品名、数量、蔵置場所等について確定していること、及び振り替えようとする数量が妥当な数量であることが確認された場合には、振替を承認するものとする。</u></p> <p><u>なお、次のような振替は認められないので留意する。</u></p> <p>(イ) <u>輸入予定の農林漁業用重油等を引当てとした振替</u></p> <p>(ロ) <u>製造又は購入予定の他の重油等を引当てとした振替</u></p> <p>(ハ) <u>無税重油等を農林漁業用以外の用途に使用するための振替</u></p> <p><u>ハ 振替を承認したときは、申請書のうち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。</u></p> <p><u>三 上記ハにより承認書を交付したときは、申請者から無税重油等に振り替えられる他の重油等の所持者あてに、直ちに承認書及び承認書写しを送付させ、承認書は当該他の重油等の所持者に振替を確認した旨を裏書のうえ押印させて、申請者に返付させておくものとする。</u></p> <p><u>振替を承認した税関官署は、必要に応じ承認書を提示させて当該他の重油等の所持者による振替の確認の有無を確認するものとする。この場合において、振替の確認がない承認書を発見したときは、申請者から事情を聴取し、必要に応じ、無税重油等に振り替えられた他の重油等の所持者に対し実地確認を行う（当該他の重油等の蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するときは、当該所在地を所轄す</u></p>	

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>る税関官署に依頼して行う。) ものとする。</p> <p>ホ 振替を承認した税関官署は、無税重油等に振り替えられる他の重油等でその蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するものに係る申請書のうち1通(他の重油等の所在地所轄税関送付用)を各月ごとに取りまとめて、それぞれ当該他の税関官署に送付するものとする。</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者</p> <p>令第59条第2項及び令第60条第2項の規定の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ 「その他の販売者」とは、無税重油等の卸売、小売その他の販売者(現物の受渡しが行われる営業所、油槽所及び販売の委託を受けてその業務を営む者を含む。)で輸入者以外の者をいい、上記(4)により振替の承認を受けた者を含む。</p> <p>ロ 「税関長が指定する使用者」は、別途事務連絡で指定する者とする。</p> <p>△ 令第59条第2項に規定する「帳簿」については、後記20の2-4の(1)に定めるところによる。</p> <p>(7) 用途確認</p> <p>農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</p> <p>イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会(全農)、全国漁業協同組合連合会(全漁連)又は全国石油業協同組合連合会(全石連)から提出される購入証明書を無税重油等</p>	

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>の用途確認の際の参考にする。</u></p> <p>口 <u>用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。</u></p>	
<p>(用途外使用に該当しない場合)</p> <p><u>20の2－3</u> 次に掲げる場合は、法第20条の2に規定する「その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下この項において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(1)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T-1285）1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 軽減税率適用貨物が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合（経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。）において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。）</p> <p>(軽減税率適用貨物の輸入後の手続)</p>	<p>(用途外使用に該当しない場合)</p> <p><u>20の2－2</u> 次に掲げる場合は、法第20条の2に規定する「その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下この項において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(1)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T-1285）1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 軽減税率適用貨物が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合（経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。）において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。）</p> <p>(軽減税率適用貨物の輸入後の手続)</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>20の2－4</u> 法第20条の2第1項の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。</p>	<p><u>20の2－3</u> 法第20条の2第1項の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。</p>
<p>(1)～(5) (省略)</p>	<p>(1)～(5) (同左)</p>
<p>(6) 令第61条<u>第1項</u>の規定により準用される令第11条の2に規定する届出書は、「軽減税率適用貨物譲渡届」(T-1680)とし、3通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印（C-5000）を押なつして譲受人に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記<u>15-11の(7)</u>の規定に準ずる。</p>	<p>(6) 令第61条の規定により準用される令第11条の2に規定する届出書は、「軽減税率適用貨物譲渡届」(T-1680)とし、3通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印（C-5000）を押なつして譲受人に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記<u>15-11の(8)</u>の規定に準ずる。</p>
<p>(用途外使用等の場合の納税義務者)</p>	<p>(用途外使用等の場合の納税義務者)</p>
<p><u>20の2－5</u> (省略)</p>	<p><u>20の2－4</u> (同左)</p>